

平成30年6月

運送委託企業 各位

国土交通省近畿運輸局
厚生労働省滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山労働局
経済産業省近畿経済産業局
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所運送事業者との適正取引および労働時間のルールへの
ご理解とご協力のお願い

平素は、格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

トラック運送業は、わが国の国民生活および経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることから、物流を支える運転者の確保が難しい状況が生じているところです。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を背景とした過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合がございます。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法（下請法）に抵触する場合もございます。

このため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省および公正取引委員会において、運送委託者の皆さまに向けたリーフレット等を作成いたしました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、社内周知等にご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

○国土交通省近畿運輸局自動車交通部貨物課

☎06-6949-6447

○厚生労働省各労働局労働基準部監督課

☎滋賀：077-522-6649 ☎京都：075-241-3214 ☎大阪：06-6949-6490

☎兵庫：078-367-9151 ☎奈良：0742-32-0204 ☎和歌山：073-488-1150

○経済産業省近畿経済産業局産業部中小企業課下請取引適正化推進室

☎：06-6966-6037

○公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

☎06-6941-2173

荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを



● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内(15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



● 荷主勧告制度の概要

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

違反行為

荷主からの
労働時間等の
ルールを無視した
指示・強要

過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主體的な関与が認められる場合

荷主勧告

荷主名及び
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

勧 告

貴社が所属する運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事案があり、当〇〇運輸局で所定の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。

違反内容	① 過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の〇〇
② 違反事業者	株式会社〇〇〇〇
③ 違反時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日
④ 罰則	〇〇〇

なお、当該事案は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両全数停止（〇台・〇日間）から行われたことである。

ついで、今後、貨物自動車運送事業者による再発防止に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を促す行為を要し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとらなければならない。

(再発防止に向けた報告内容を要約)

なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。
問い合わせ先 〇〇運輸局貨物安全課 〇〇 〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇署 号)

〇〇〇〇株式会社 代表 〇〇

〇〇運輸局

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定

荷物の準備ができていないから、出発時間があと2時間遅れるけど、到着時間はそのまま頼むよ。

休憩なしで走り続けても間に合うかどうか…

② 手待ち時間の恒常的な発生

いつも手待ち時間が発生していますので、

時間設定や積込場所を変えるなど

改善していただけませんか。

そんなことを言うのはキミの会社だけだよ。

③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

すみません！

事故渋滞がひどくて遅くなってしまいました。

理由はどうあれ遅れたから運賃を減額するよ。

④ 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼

重量オーバーになるかもしれないけど、追加でこの荷物も積んで運んでくれる？

この荷物を積んだら出発時間も遅くなるし、

過積載になってしまうなあ…

過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。



国土交通省



厚生労働省



公益社団法人 全日本トラック協会

付帯業務に対して料金を

支払っていますか？



付帯業務は
させられるのに、
お金ももらえないん
だよな...

- 附帯業務の例**
- 梱入れ** 倉庫内の棚に貨物を入れる。
 - 仕分け** 運送終了後の貨物を
方向別等に分ける。
 - 受入検閲** 貨物に傷れ等のラベルを貼る。
 - 梱縛** 倉庫の上り場所から貨物を
降下させる。

⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が契約にはない役務を無償で運送事業者に提供させることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

📌 要注意! チェックポイント

- 契約にない付帯業務を無償で要求していませんか
- 運送以外の付帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 契約時に十分な協議の上、付帯業務の範囲、費用負担等を明確化し、書面化する。
- 合意内容を定期的に見直し、実際の業務と範囲があれば、十分な協議の上で契約を改める。

有料道路の利用料金を 負担していますか？



荷物の引渡しが
遅くなっただけど、
今からでも絶対に
間に合わせてね!!

そう言っいつも
高運代払って
くれないんだよな...

高運代を他に
間に合わせたいけど...

⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用料金の負担を拒むことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

📌 要注意! チェックポイント

- 有料道路の利用を前提とした運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 有料道路の利用が必要な依頼では、十分な協議の上、書面により有料道路利用料金の額とその負担等を明確化する。
- 運送事業者と契約内容・運賃・料金について定期的に話し合い、信頼関係を構築する。